



発行所 ☎730 - 0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「防災防広島」の購読料が含まれています。 5月号

労働安全衛生規則の一部改正に伴い

「足場の組立て等の業務に係る特別教育」が必要になります!!

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い
 足場の組立て解体又は変更に係る作業に従事する方を対象として特別教育の受講が義務付けられます。
 足場の組立て等の作業に従事する前に必ず特別教育を受けましょう。7月1日の時点ですでに足場組立て
 等の作業に従事している場合には、短縮された特別教育を受けることができます。

6時間と3時間の二つの特別教育コースで開催します。

厚生労働省の平成27年3月31日付け基発0331第10号通達により
 「安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の施行日(平成27年7月1日)時点で、現に足場の組立て、
 解体又は変更の作業に従事している者に対する特別教育の科目及び時間」が示され、6時間から3時間
 に短縮されることとなりました。建災防では新規従事者用(6時間コース)、経験者用(3時間コース)
 の2つのカリキュラムを用意し、足場の特別教育の実施を予定しています。

足場の組立て等の業務に係る特別教育(適用日平成27年7月1日)

科 目		範 囲	時 間	(参考) 既従事者に 対する時間
学 科 教 育	足場及び作業の方法 に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の 組立て、解体及び変更の作業方法 点検及び 補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれら の組立て、解体及び変更の作業方法	3時間	1時間30分
	工事中設備、機械、器 具、作業環境等に関する知識	工事中設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	30分	15分
	労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防 止のための措置 保護具の使用方法及び保守 点検の方法 感電防止のための措置 その他 作業に伴う災害及びその防止方法	1時間30分	45分
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	30分
計			6時間	3時間

適用日時時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。)に従事している者に対する特別教育の時間

**7月からの開催を目指して計画中です。詳しくは最寄りの分会、又は県支部にご照会ください。
 開催日時、場所等が決定次第、支部報・支部ホームページに掲載します。**

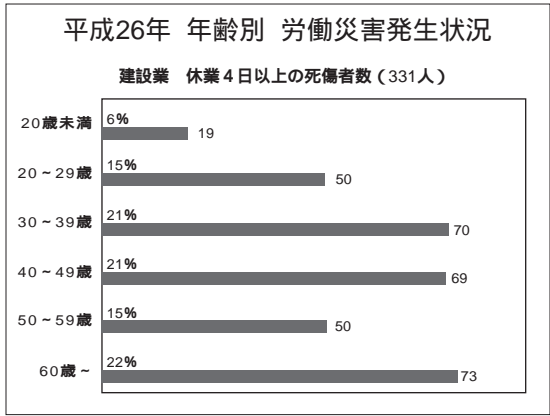
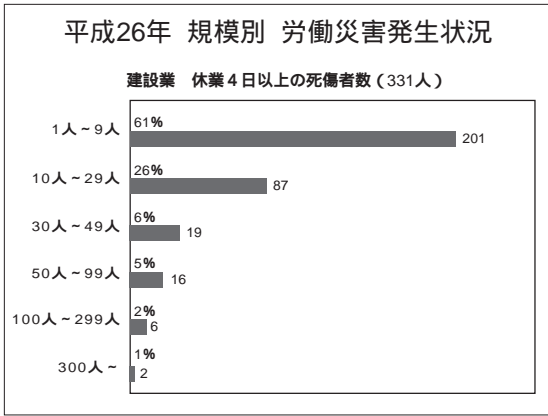
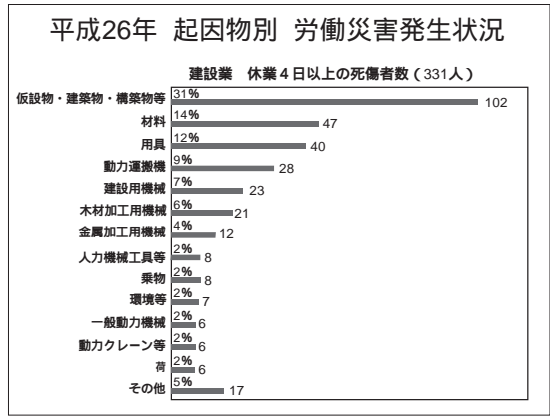
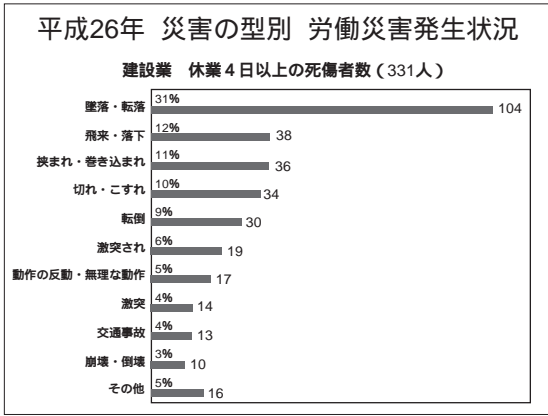
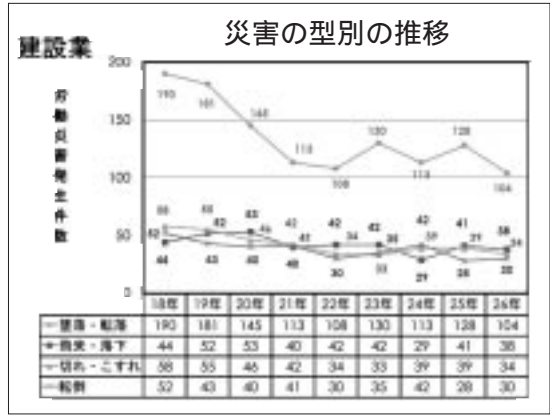
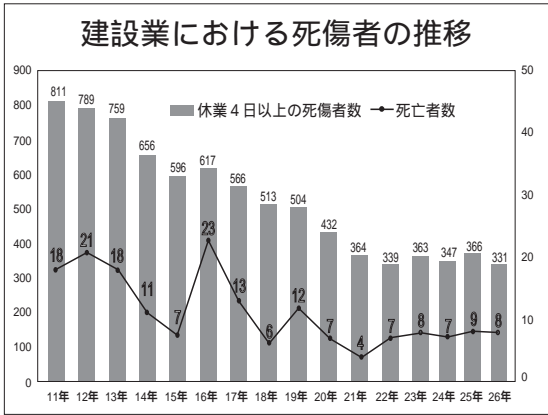
目 次

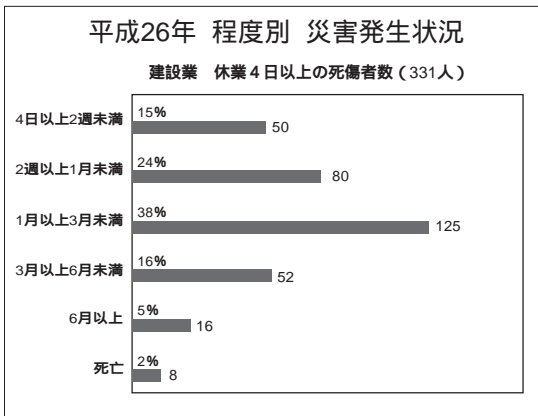
労働安全衛生規則の一部改正に伴い	建設労働者確保育成助成金
「足場の組立て等の業務に係る特別教育」が必要になります!!	(制度の一部が改正されます!!)..... 6
広島県における労働災害発生状況の推移 建設業	労働災害発生状況 7
広島県における労働災害発生状況の推移 全産業	平成27年度年度更新の手続き 7
建設業における平成26年度(10月~3月)	講習・行事コーナー
司法事件一覧(送致事案)..... 5	(平成27年5月~平成27年7月分) 8

広島県における労働災害発生状況の推移

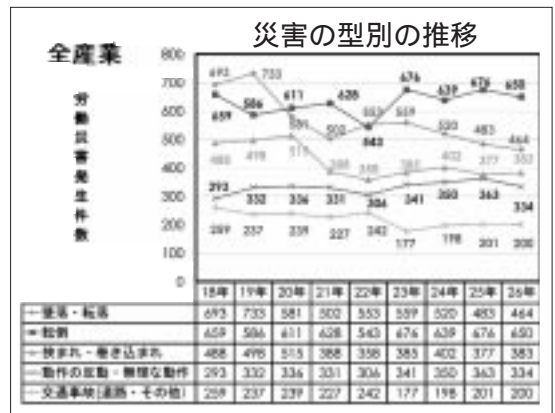
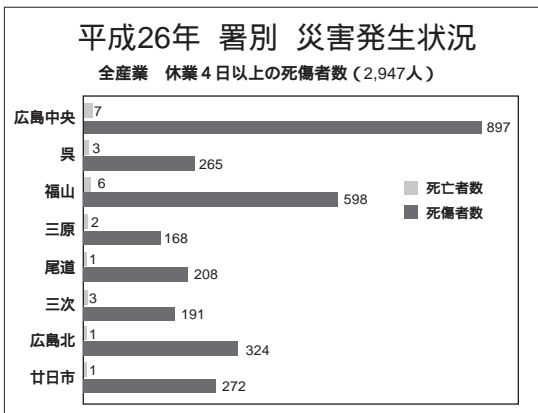
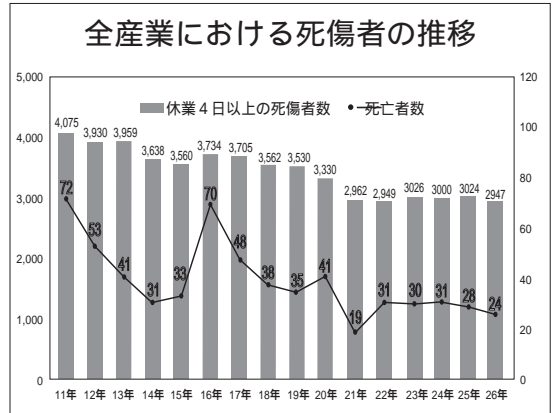
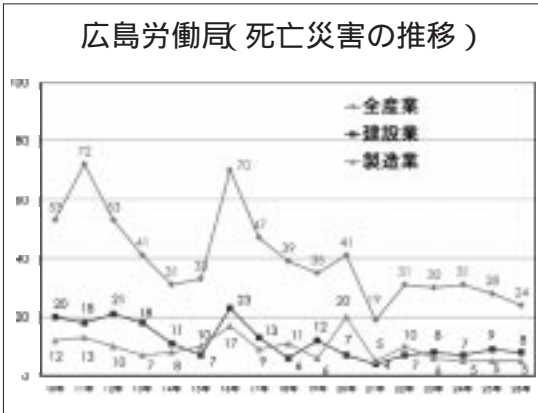
広島労働局 健康安全課 (平成26年 確定分)

建設業 (死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)



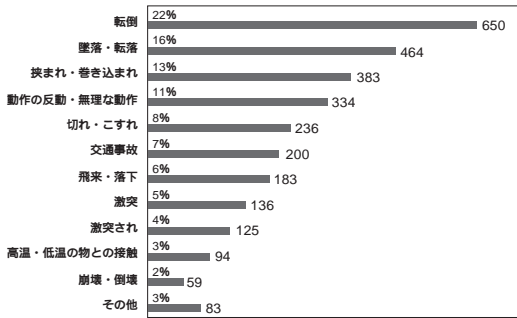


全産業 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)



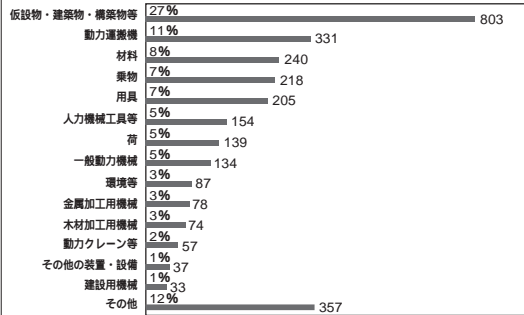
平成26年 災害の型別 労働災害発生状況

全産業 休業4日以上死傷者数(2,947人)



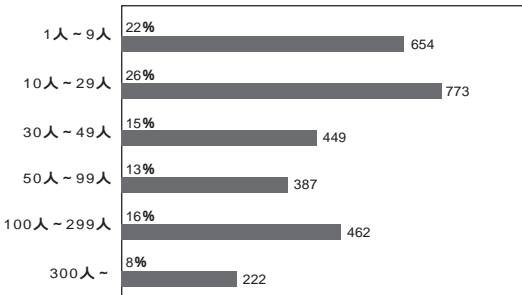
平成26年 起因型別 労働災害発生状況

全産業 休業4日以上死傷者数(2,947人)



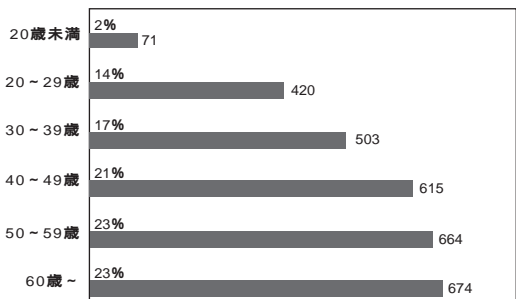
平成26年 規模別 労働災害発生状況

全産業 休業4日以上死傷者数(2,947人)



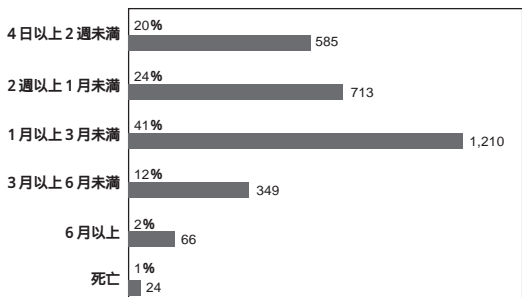
平成26年 年齢別 労働災害発生状況

全産業 休業4日以上死傷者数(2,947人)

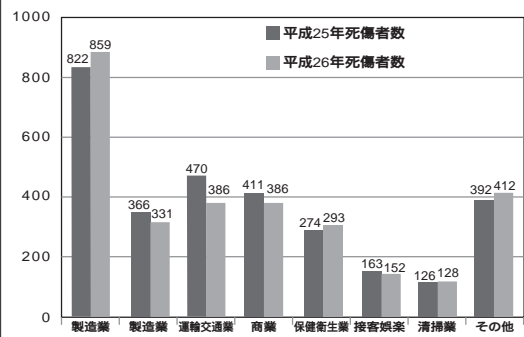


平成26年 程度別 災害発生状況

全産業 休業4日以上死傷者数(2,947人)



業種別 労働災害発生状況



建設業における平成26年度(10月~3月) 司法事件一覧(送致事案)

広島労働局監督課

種別	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら ま し
1	木造家屋建築工事業	平成26年11月	最低賃金法違反	最賃法 第4条第1項	木造家屋建築工事業を営む会社の労働者3名に対し、平成24年9月分から平成25年9月分までの13か月分の賃金約643万円を各所定支払期日に支払わなかったとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
2	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	平成26年12月	労働安全衛生法違反	安衛則第653条第1項 安衛則第519条第1項 (物品揚卸口、開口部等についての措置)	マンション改修工事現場で、屋上の防水工事を行う際に、下請会社の労働者が開口部から約19.8メートル墜落し死亡する災害が発生した。当時、現場責任者であった元請会社の建築部長と下請会社の取締役両名は、開口部に覆いを設ける等、労働者の墜落を防止する措置を怠っていたとして送検されたもの。
3	その他の土木工事業	平成26年12月	労働安全衛生法違反	安衛則第97条第1項 (労働者死傷病報告の虚偽報告)	土木工事業を営む会社の労働者が、林道工事現場において、運転していた不整地運搬車の運転席天井で頭部を強打し、骨折等の負傷により4日以上休業する労働災害が発生した。しかし、会社の取締役は、労働者が自社の資材置場において、ドラグ・ショベルの運転席天井で頭部を強打し負傷したとの虚偽の労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長へ提出したとして、会社と取締役が送検されたもの。
4	その他の建築工事業	平成27年2月	労働安全衛生法違反	安衛則第97条第1項 (労働者死傷病報告の虚偽報告)	水道工事現場において、一次下請会社の労働者が、ドラグ・ショベルのパケットの爪で左足指を負傷し4日以上休業する労働災害が発生した。同社の代表取締役と取締役部長は、共謀の上、同社の倉庫で重機をダンプに積み込む際、重機のパケットが労働者の足に接触したとの虚偽の労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長へ提出したとして、会社と代表取締役及び取締役部長が送検されたもの。
5	その他の建築工事業	平成27年3月	労働安全衛生法違反	安衛則第97条第1項 (労働者死傷病報告の提出懈怠)	建物改築工事現場において、三次下請である会社の労働者が、二次下請である会社の労働者が投じた針金により左眼を負傷し、4日以上休業する労働災害が発生した。三次下請会社の実質的な代表者である会長と、二次下請会社の代表取締役は、共謀の上、労働者死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長へ提出しなかったとして、三次下請会社及び会長並びに二次下請会社の代表取締役が送検されたもの。

建設労働者確保育成助成金 <技能実習コース(経費・賃金助成)>!!

技能講習や特別教育を受講させた事業主は、経費や賃金の助成を受けられる制度です。

対象は中小建設事業主で、雇用する建設労働者が受講した場合です。

《経費助成》事業主が負担する受講料の8割が助成されます。

《賃金助成》は建設労働者(雇用保険被保険者)に有給で受講させた場合、賃金の一部が助成となります。

1. 助成を受けられる中小事業主とは

雇用保険料率が16.5/1000を適用されている中小建設事業主(資本金3億円以下、又は従業員300人以下の建設事業主)で、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を滞納していない事業主。

2. 対象となる受講者

《経費援助》事業主が自社の雇用する建設労働者(雇用保険被保険者資格取得者)であり、講習経費(受講料)を事業主が負担していること。

《賃金助成》受講者が雇用保険被保険者資格取得者であり、受講日の賃金を通常の賃金と同額かそれ以上支払うこと(法定労働時間外又は休日に受講する場合は、振替休日付与或いは割増賃金支払いをすること)。

制度の一部が改正されます!!

(改正)平成27年4月10日及び10月1日

【主な改正内容の概略】

助成金を受給するための手続きに、「計画届の届出」が必要となります。

- ・提出期限 事業(技能実習)を実施しようとする日の原則 **1か月前**までに、
- ・提出先 主たる事業所の所在地を管轄する労働局又は、ハローワーク
- ・適用月日 計画届は、**平成27年10月1日**以降に開始される技能実習から必要となりますので、注意してください。
- ・様式 建勞確保育成助成金(技能実習(経費・賃金助成))計画届(建助様式第2号)

支給申請に必要な添付書類の追加

登録教習機関等に委託して実施する場合、委託費の領収書(写し)の添付を求めているところですが、「現金出納帳等事業主が負担したことが確認できる書類」も添付が必要となります。

(新チェックリストの項目に追加しています)

適用月日は、**平成27年4月10日**以降に開始される技能実習からとなります。

支給要件確認申立書の様式が変更されました。

*詳しくは建災防広島県支部ホームページ <http://www.jcosha-hiroshima.jp/> または

<問い合わせ先及び書類提出先>

主たる事業所の所在地を管轄する労働局又はハローワークにお願いします。

平成26年・27年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成27年3月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来	崩壊	突され	はまれ	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作の	その他	合計
平成26年	24	5	1	8	2	(1) 4	6	6	1	0	0	0	0	1	1	1	(1) 60
平成27年	27	2	4	2	1	2	8	4	0	0	0	0	0	2	5	0	(0) 57

()内は、死亡の内数

平成26年・27年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成27年3月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成26年			平成27年			増減数	平成26年			平成27年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	0	140	140	0	144	144	4	0	18	18	0	12	12	-6	-33.3	8.3
呉	1	41	42	0	52	52	10	0	4	4	0	7	7	3	75.0	13.5
福山	1	112	113	1	92	93	-20	0	13	13	0	12	12	-1	-7.7	12.9
三原	1	22	23	1	27	28	5	1	1	2	0	3	3	1	50.0	10.7
尾道	1	31	32	1	33	34	2	0	4	4	0	5	5	1	25.0	14.7
三次	0	51	51	0	32	32	-19	0	5	5	0	6	6	1	20.0	18.8
広島北	0	43	43	0	54	54	11	0	7	7	0	10	10	3	42.9	18.5
廿日市	0	45	45	0	40	40	-5	0	7	7	0	2	2	-5	-71.4	5.0
合計	4	485	489	3	474	477	-12	1	59	60	0	57	57	-3	-5.0	11.9

広島労働局 労働保険徴収課

平成27年度年度更新の手続きは、

6 / 1 ~ 7 / 10

までをお願いします。

労働保険料の延料 (分割納付) の納付期限は次のとおりです。

		3 回 分 割		
		第1期 (初期)	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	11月2日	翌年2月1日
	労働保険事務組合		11月16日	翌年2月15日

納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となっています。

年度更新申告書は5月31日までに送付する予定です。

年度更新説明会は、前年度新規に労働保険に加入された事業場を対象に行います。当該する事業場の皆様にはハガキで日程をお知らせします。

平成27年度講習計画

(平成27年5月～平成27年7月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	車両系(解体用)技能特例	実施場所	担当分会
5月20～21日	福山市	福山	5月13～15日	呉市	呉	5月15日	広島市	広島
7月23～24日	福山市	福山	6月17～19日	広島市	広島	6月1日	広島市	広島
29～30日	広島市	広島	7月15～17日	福山市	福山	23日	広島市	広島
型枠支保工の組立て	実施場所	担当分会	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
5月12～13日	三次市	三次	6月3～4日	広島市	広島	6月12～13・15日	広島市	支部
6月4～5日	福山市	福山						
7月8～9日	広島市	広島						

特別教育等の日程

巻上げ機運転業務	実施場所	受付分会	丸のこ取扱い作業	実施場所	受付分会	刈払機取扱作業	実施場所	受付分会
7月7日	福山市	福山	5月12日	広島市	広島	5月11日	福山市	福山
低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	ローラー運転業務	実施場所	受付分会
5月14日	福山市	福山	6月24日	呉市	呉	6月10日	福山市	福山
7月7日	福山市	福山						
23日	呉市	呉	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
			7月3日	福山市	福山	6月25日	広島市	広島
						7月9日	福山市	福山

ただいま準備中！ 足場の組立て等特別教育が追加されます。

開催日等が決定次第広報いたしますので、当支部ホームページ等にご留意ください。

統括・職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員研修	実施場所	受付分会
5月13～14日	尾道市	尾道	5月29日	広島市	広島	5月25日	広島市	広島
26～27日	広島市	広島	6月9日	呉市	呉	6月12日	広島市	広島
6月2～3日	三次市	三次	18日	福山市	福山	23日	福山市	福山
18～19日	呉市	呉	7月9日	尾道市	尾道	7月3日	広島市	広島
7月22～23日	広島市	広島						
新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	車両系(整地等)運転業務従事者教育	実施場所	受付分会
6月26日	広島市	広島	6月16日	広島市	広島	7月14日	三次市	三次
安全衛生推進者教育	実施場所	受付分会						
7月28日	福山市	福山						

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252
呉分会(0823)22-6886
福山分会(084)924-4320

三原分会(0848)63-9920
尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391
廿日市分会(0829)31-0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>
建災防広島県支部福山分会 <http://fukubun.sakura.ne.jp/>
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>